

# 東京都立王子特別支援学校防災教育推進委員会運営規程

7王特第30号  
令和7年4月1日  
校長 決 定

## (設置目的)

この委員会は、これからの時代に求められる都立学校における地域と連携した防災教育のあり方及び児童・生徒に自助の力と共助の精神を育む防災教育の推進に関わる事項について検討するため、東京都立王子特別支援学校防災教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第1条 この委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校の避難訓練、防災訓練等への参加及びその評価に関すること。
- (2) 自助・共助の視点に立った実践的な防災教育に関すること。
- (3) 地域主催の防災訓練への児童・生徒や教職員の参加等、学校と地域の相互交流を重視した防災教育の在り方に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めること。

## (構成員)

第2条 この委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長：校長
- (2) 副委員長：副校長
- (3) 事務局長：生活指導主任
- (4) 委員：経営企画室長、防災に関する学識経験者、地域自治会の防災担当者、消防署員、消防団員、警察署員、地区医師会、保護者、教員

## (運営)

第3条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長が召集し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代行する。
- (3) 事務局長は、委員会の事務を処理する。
- (4) 委員は、委員会の決定に従い、各校内分掌の活動を推進する責任者となる。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を年2回召集し、主宰する。

2 委員長が不在のときは、副委員長がその職を代理する。

(会議内容の記録)

第6条 この委員会の会議録は、委員長が指名した委員が作成し、学校長の承認を得て資料とともに3年間保存する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、会議に際し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、校長が指定する者が処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

2 この要項は、校長が必要に応じて改正する。

(附則)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。